

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊少第318号

平成30年8月9日

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」の策定について（通達）

見出しのことについては、本年7月27日、子ども・若者育成支援推進本部（本部長：内閣総理大臣）において策定され、同計画を踏まえた施策推進上の留意事項について、警察庁から別添「「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」の策定について」（平成30年7月27日付け警察庁丙少発第24号。以下「警察庁生活安全局長通達」という。）が発出されている。

各警察署にあっては、警察庁生活安全局長通達を踏まえるとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通達）」（平成29年10月20日付け熊少第第579号）に基づき、関係機関・団体と連携し、効果的な施策の推進に努められたい。

※ 警察庁通達「「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」の策定について」については、警察庁ホームページをご覧ください。